

### 3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案 に対して寄せられた御意見とそれに対する総務省の考え方

○意見募集期間：平成23年10月22日（土）から同年11月21日（月）まで

○提出意見総数：158件

(1) 法人・団体：47件

(内訳)

- ・携帯電話事業者：4件
- ・MCA 関係（販売代理店等）：35件
- ・RFID 関係（メーカー等）：4件
- ・ITS 関係（メーカー等）：2件
- ・その他：2件

(2) 個人：111件

# I. 開設指針案に対する意見

## (1) 開設計画の認定の基準に関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今回、周波数の追加割当てに向けた制度整備が進行していることを歓迎するとともに、可能な限り速やかに周波数割当てが実施されることを強く希望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、同旨：ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、KDD I 株式会社、イー・アクセス株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
2	<p>認定日から7年を経過する年度(2018年度)内の10MHz幅LTEの運用開始を要件としたこと、及び別表第3「開設計画の認定の審査基準」において当該年度での10MHz幅LTEの人口カバー率を認定の基準としたことで、900MHz帯の割当てを通じ、LTEの早期普及を促進させる方針としたことに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
3	<p>認定の審査基準として、周波数有効利用率の高いLTE方式基地局の設置数やLTE方式陸上移動局の普及台数の実績・計画、高トラフィック地域の小セル化・多セクタ化による屋外基地局の密度向上の実績・計画など、周波数有効利用のための方策に関するこれまでの実績及び今後の計画などを含めた観点で審査すべき。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本開設指針案においては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならないことを基準の一つとして設けているほか、申請が競願した場合においては、認定から7年後の年度末における3.9世代移動通信システムの全国の人口カバー率がより大きいことを審査基準として挙げており、認定開設者に対して周波数の有効利用を求めるものとなっていると考えます。</p>
4	<p>同等な周波数環境に基づく公正な競争環境確保及び周波数の有効利用を促進させるために、開設計画の認定の要件にネットワーク提供義務を追加すべき。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、同旨：株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>本開設指針案においては、特定基地局を早期に整備し、当該特定基地局によるサービスをより多くの者が使用できることが、電波の有効利用に資することとなるとの観点から、3.9世代移動通信システムの全国の人口カバー率や多数の者に対する特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していることを競願時における基準としております。</p>
5	<p>別表第3に掲げる審査基準については画一的な評価ではなく、別表第3の3の第2(1)に定めるMVNOへの開放促進の度合いが最も尊重されるべき。</p>	<p>競願時審査基準のうち、別表第3の3に規定する基準は、いずれも電波の有効利用を図る観点から必要なものであり、全ての基準に対する適合</p>

	<b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b>	度合いを総合的に評価することが適当であると考えております。
6	MVNO への開放促進を認定基準として設けた 2.5GHz 帯の周波数については MVNO への提供実績の定期報告が義務化されていることから、900MHz 帯についても同様の措置を取るべき。 <b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b>	本開設指針案においても、2.5GHz 帯の開設計画に係る開設指針と同様に、電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続等について開設計画に記載し、かつ、四半期ごとに開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を提出することが義務付けられています。
7	プラチナバンドと呼ばれる 900MHz 帯の周波数割当てに当たり、MVNO への開放促進を審査基準として設けたことは、同内容を認定基準に有する 2.5GHz 帯以上に周波数の有効利用の点で、非常に効果的である。 <b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b>	賛同する御意見として承ります。なお、この趣旨を明確にするため、特定基地局の利用促進の例示として「卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続」を本開設指針案に明示しました。
8	MVNO への開放促進については、これまでの提供実績を含めて評価すべき。また、端末 SIM ロック解除の義務化についても、審査基準に加えるべき。 <b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b>	競願時審査基準は、今回割り当てられる周波数の有効活用の観点から設けたものであり、他の帯域における実績ではなく、今回割り当てられる周波数帯に関する具体的な計画がより充実していることが重要と考えております。なお、端末 SIM ロック解除については、平成 22 年 6 月に発表した「SIM ロック解除に関するガイドライン」において、当分の間、事業者の主体的な取組みによることとしていること及び申請者による SIM ロック解除の実施が、認定を受ける周波数帯の利用促進を直接もたらすものではないと考えられることから審査基準に加えておりません。
9	今回の 900MHz 帯の申請はプラチナバンドという携帯電話事業者にとっては事業の基盤となる最重要のバンドの割当てであることから、プラチナバンドの割当周波数幅のイコールフットィングを図る上限値の設定を開設計針に規定し、公正な競争環境を確保するべき。 <b>【イー・アクセス株式会社】</b>	本開設指針案においては、申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違を勘案することとしておりますが、周波数の利用状況は事業者によって様々であるため、割り当てる周波数の量に一律に制限を設けて審査を行うことは適当ではないと考えます。
10	「割り当てている周波数の幅に対する契約数」について、申請時点の未使用周波数の程度を勘案すべき。 <b>【イー・アクセス株式会社】</b>	「申請者に割り当てている周波数」とは、未使用周波数も含むものであり、これを含めた割当周波数に対する契約数の程度を勘案することとしております。
11	割当済の周波数帯の差異については、1GHz 以下のプラチナバンドだけではなく、IMT コアバンドの有無、及び保有周波数の総量も含めて評価すべき。申請者の子会社及び関連会社等へ割り当てられた周波数も勘案して評価すべき。「割り当てている周波数幅に対する契約数」と比較して、より高い重み付	「申請者に割り当てている周波数帯の差異」とは、特定の帯域の差異のみを指すのではなく、周波数の割当ての有無を含んでいるものです。なお、この趣旨を明確にするため、「割り当てている周波数帯の「有無及び差違」と本開設指針案に明示しました。また、周波数の利用状況は事業

	<p>けを付すべき。 【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>者によって様々であるため、一律に保有周波数の総量を審査することは適当ではないと考えております。さらに、別表第3の3に規定する基準は、いずれも電波の有効利用を図る観点から必要なものであり、全ての基準に対する適合度合いを総合的に評価することが適当であると考えております。</p>
12	<p>「割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度」を審査基準とするのは、周波数の割当てを受けていない新規参入希望者を排除することに他ならず、比較審査としての立てつけとして不備がある。 【山田 肇氏（東洋大学 経済学部）】</p>	<p>競願時審査基準では、新規参入事業者は「申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度」が存在しないため、既存事業者と直接相互評価することはできないものの、「申請者に割り当てている周波数帯の差違」において、新規参入事業者は既存事業者よりも高い評価となるため、必ずしも不利になるとは言えないものです。なお、この趣旨を明確にするため、「割り当てている周波数帯の「有無及び差異」と本開設指針案に明示しました。</p>
13	<p>「特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠」を基準とするのは、既存の基地局に新基地局を併設することができる既存事業者を優遇するものであり、新規参入事業者にとって不利となるものである。 【山田 肇氏（東洋大学 経済学部）】</p>	<p>「特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠」については、開設計画を実施する能力を有することを確認するためのもので、新規参入事業者を妨げるものではありません。なお、1.7GHz帯及び2.5GHz帯の特定基地局の開設指針においても同様の事項が規定されているものの、いずれの帯域においても新規事業者が認定されております。</p>
14	<p>LTEの普及促進を図る観点から、「LTEのサービス計画がより充実していること」、及び「LTEサービス計画において、より低廉な利用者料金を提示していること」についても、審査項目に加えるべき。 【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>LTEの普及促進については、本開設指針案においては、認定から7年後の年度末までに、3.9世代移動通信システムの基地局の運用を開始することとしているほか、申請が競願した場合においても、同年度末における3.9世代移動通信システムの全国の人口カバー率がより大きいことを審査基準として設けております。なお、LTEサービスの内容や利用者料金については、事業者間の競争の下で自由に提供されるべきものであって、国が審査することは適当ではないと考えます。</p>
15	<p>適正な審査要件の開示と、公明正大な審査により円滑な移行を促進する事が必要で、今回定められた事業者の決定方式についても指針に基づいた透明な運用が求められる。 【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）、同旨：エムシーアクセス・サポート株式会社】</p>	<p>開設計画の認定に当たっては、本開設指針案に定める審査基準にしたがって審査結果を数値化するとともにその審査内容を含めて結果を公表することによって透明性の確保を図りたいと考えております。</p>

## (2) 終了促進措置に関する意見

### ① 負担可能額、下限額・上限額の算定について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
16	<p>開設計画の申請に際し、負担可能額を算定するために、申請者に対し、詳細な情報が早期に提供すべき。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、イー・アクセス株式会社】</p>	<p>申請を募集する際の参考として承ります。</p>
17	<p>負担可能額について、以下の点を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「負担可能額」とは「終了促進措置の実施に要する費用」とは位置づけが異なるもの。</li> <li>・ 当該負担可能額は、移行対象者との関係において負担を約する金額ではなく、あくまで申請者の負担可能範囲を示すもの。</li> <li>・ 移行費用が膨張することによる社会的メリットはないため、移行費用の算定及び設定については、過大な額とならないように改めて慎重に精査すべき。</li> </ul> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>「負担可能額」は、申請者が終了促進措置に係る無線局の周波数移行費用の負担に充てることが可能である金額であり、「終了促進措置の実施に要する費用」には、負担可能額に加え、周知や通知を行うための経費など終了促進措置の実施に必要な諸経費を含みます。</p> <p>移行費用の負担については、本開設指針案に定める費用について認定開設者が負担することと規定しており、認定開設者が負担可能額全額を支払う義務を負うのではなく、本開設指針案にしたがって既存無線局の免許人等との合意により決定することとなります。</p> <p>また、上限額は、関係者に対する調査を踏まえて、本開設指針案に定める費用について、最大限必要と見込まれる金額を積算したものです。</p>
18	<p>上限額の算定の説明については、調整が不調な場合や、なんらかの事情で2012年末までにRFIDやMCAの既存周波数帯利用者の増加が止まらない場合には、上限を上回る金額が必要になる事もあり、また算定項目に現れない調整費用などの金額は、事業者選定の基準としては考慮されないものの実際の移行時には必要となる点を明示すべき。</p> <p>【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）】</p>	<p>上限額は、認定の要件を満たす申請者が複数存在する場合の審査に用いる数値であり、負担可能額のうち当該上限額を超える部分について審査対象としないという趣旨については、本開設指針案において明示しております。また、周波数移行を透明性を確保しつつ迅速かつ円滑に進める観点から、終了促進措置として認定開設者が負担すべき費用の範囲を明示することが必要と考えております。</p>
19	<p>「認定開設者が最低限、共通的に負担すべき費用項目」とであるとの位置づけを明確化すべき。また、「上限額」、「下限額」という名称も、正確には「上限想定額」、「下限想定額」というぐらいの名称の方が誤解を生じないのではないか。</p> <p>【徳田 英幸氏（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科）】</p>	<p>終了促進措置として認定開設者が負担すべき費用の範囲は、本開設指針案で明示しております。また、上限額及び下限額は審査に用いる数値であることについても本開設指針案において明示しております。なお、本開設指針案においては、「上限額」、「下限額」という表現は、用いておりません。</p>

20	<p>もし仮に2,100億円の上限価格で張り付いた場合に発動される競願時審査基準の中には、「周波数移行を実施するための対策・体制が充実していること」という項目が入っていることから、仮に既存利用者との間であらかじめ協力関係が構築されていれば、2,100億円をダミーあるいはバーチャルの入札金額とし、実際にはたとえば1,500億円の費用負担で済ませてしまう、ということも可能になります。すなわち、既存の周波数利用者と新規の周波数利用者との間である種の談合、共謀を促しかねません。</p> <p style="text-align: center;">【吉川 尚宏氏（A. T. カーニー株式会社）】</p>	<p>既存無線局の免許人等と開設計画の申請者とが事前に協議を行うことは、適当でないと考えており、既存無線局に関する無線局情報提供制度においては、免許人等の名称・氏名等の詳細情報については、申請者には提供しないこととしております。なお、この趣旨を明確にするため、本開設指針案において、申請者が本開設指針の告示から認定を受けるまでの間、移行費用の負担に関して既存無線局の免許人等と協議することを禁止する旨を明示しました。</p>
----	---	--

## ② 費用負担の対象範囲、方法について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>既存無線局の免許人等による費用、手続の負担が無いようにすべきであり、次のような費用も負担の対象とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新旧のシステムを一定期間、並行運用するための費用</li> <li>・ 無線設備の開発費用</li> <li>・ 周波数移行のための事前準備、無線設備の交換作業等に必要な既存無線局の免許人等の内部の人件費</li> <li>・ 周波数移行後の保守メンテナンス費用、無線設備を交換するために一時休業する際の営業補償</li> <li>・ 一時的（短期的）に工事件数が増える事態に対応するために、無線設備の販売店が測定機器や工具等を購入したり、人員を確保するための費用</li> <li>・ 無線設備の製造業者の在庫処分費用</li> </ul> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本自動認識システム協会、株式会社ウェルキャット、エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>本開設指針案における終了促進措置は、移行先周波数における無線局の運用を迅速に開始することにより、移行元周波数を早期に携帯電話サービスに使用することを目的としております。そのため、移行先周波数を使用する無線局を開設するために既存無線局の免許人等に負担が発生する費用として、①無線設備及び附属設備の取得費用、②無線設備及び附属設備の変更のための工事費用、③プログラムの変更費用を認定開設者による負担の対象として定めております。</p> <p>このため、既存の無線設備の取得に要した費用及び運用費用等並びに周波数移行後の運用費用等については、対象に含まれません。</p> <p>また、費用負担は、周波数移行をしなければならない既存無線局の免許人等に対するものであるため、当該免許人等以外の者は費用負担の対象としておりません。</p>
22	<p>休止中の無線局や無線設備の販売店が故障対応用に保有している代替機についても費用負担の対象とすべき。</p> <p style="text-align: center;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>終了促進措置は、有効な免許を保有し、周波数を使用することのできる無線局を対象として行われます。休止中の無線局についても、運用を再開し、周波数移行する場合には、対象となります。</p>
23	<p>いつまでに開設された無線局が、費用負担の対象となるのか明示すべき。</p>	<p>周波数移行の対象となる MCA システム及び RFID システムについては、</p>

	【イー・アクセス株式会社、MCA機器販売店】	2018年3月末を使用期限としており、それまでに開設された無線局が終了促進措置の対象となります。なお、旧周波数を使用する無線局の新規免許等の申請は、2012年末までとすることとしています。
24	新周波数帯のシステムに移行することで技術革新による運用コスト低減や、利用の高度化など利益が認められるようなケースがあるとすれば、その場合には、候補開設者がその部分を費用負担から適正な根拠とともに減額することも排除しないようにすべき。 【個人】	周波数移行とは直接関係しない費用の負担は、終了促進措置の対象としておりません。
25	アナログ、デジタル双方のMCA端末局について、周波数移行費用を負担対象とすると、周波数再編が明らかになる前に自己負担でデジタル化した利用者、本制度に基づき自己負担なくデジタル化する既存のアナログ利用者との間で不公平となるのではないかと。【MCA利用者、MCA機器販売店】	本制度は、認定開設者が既存無線局の周波数の移行に要する費用を負担することにより、早期の周波数再編を実現するものです。したがって、本制度の対象は、これまでの経緯に関わらず、有効な免許を保有し、現に周波数を使用している無線局となります。
26	旧周波数のアナログMCA制御局を新周波数のデジタルMCA制御局に改修するための費用についても、負担の対象に含めるべき。 【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	アナログMCA制御局をデジタルMCA制御局に改修することは、MCA制御局の免許人の経営判断によるものであり、当該制御局の免許人の自己負担で行うべきものであることから、負担の対象外としております。
27	認定開設者が負担する移行費用は、前払いとすべき。 【一般社団法人日本自動認識システム協会、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会、エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	支払時期等の費用負担の具体的な方法については、個別の事情に応じた周波数移行を可能とするため、認定開設者と既存無線局の免許人等との協議によって決定されるべきものとしております。
28	既存無線局の無線設備等が、リースにより調達されている場合、どのように費用負担が行われるか（リース解約金も負担対象となるか等）明確な方針を示すべき。 【MCA機器販売店】	終了促進措置においては、移行先の周波数を使用する無線局にかかる無線設備等の取得費用が負担対象となっているため、既存の無線設備の調達に要した費用（リース解約金を含む。）については、負担対象としておりません。なお、無線設備の取得方法等、具体的な処理の方法については、認定開設者との協議により決定されますが、既存の無線設備の扱いについては、リース会社等との契約内容、当該契約の処理等により異なるものと考えます。
29	無線設備等が、現金又は割賦で購入された場合、リースの場合について、会計・税務等の処理をどのように行うべきか明確な方針を示すべき。 【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	無線設備等に関する会計・税務上の処理については、既存の機器に対する処理方法（固定資産又はリース資産として計上していたか等）、負担の方法（現金の給付か、現物の給付か等）、リース会社等との契約内容等によって異なりますが、一般的な会計原則・税法にしたがって処理される

		こととなります。
30	<p>上限額を超えた金額提示があった場合、その過剰分が競願時に示された各審査項目において考慮されるような事があっても良い。本開設指針案において提示された費用負担項目自体についても、これ以外の項目が付記的に計上されることも否定せず、競願時の判断材料として採用すべき。</p> <p style="text-align: center;">【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）】</p>	<p>上限額は、最大限必要と見込まれる費用を見積もったものであり、認定開設者による負担総額が上限額を超える可能性は低いものと考えられるため、上限額を超える金額については審査対象とはしていません。</p> <p>また、費用負担については、一定の透明性、公平性の確保を図る観点から、本開設指針案において、負担対象となる範囲を定めたものであり、当該範囲を対象に審査を行うことが妥当であると考えます。</p>
31	<p>新しい周波数政策のポイントとして、①既存システムの周波数移行に伴う経費の負担（従来は既存システムの利用者が自己負担）、②新規利用者の選定方法（従来は周波数移行の実施の有無は考慮外）、③既存システムの利用者との間の周波数移行の調整方法（従来は国が一律に移行期限を設定）、④新規利用者と既存システムの利用者との共用条件の設定（従来は移行完了後に利用開始）が重要と考えられる。本開設指針案は、負担する費用の範囲、負担の上限、移行期限、審査方法等について国が一定のルールを定めており、上記各ポイントを網羅するものであり、今後の周波数政策の基本を定めたものと評価できる。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	賛同する御意見として承ります。
32	<p>今回の制度は、周波数再編を迅速・円滑に進め、携帯電話システムを早期に導入するために、認定開設者が周波数移行に必要な費用を負担することとしたものであり、その負担の性質は、損失補償とは異なる。移行費用の手当は、既存無線局の周波数移行の円滑化に資するための法が認めた特別の制度である。「損失補償」の考え方にたった場合、既存の設備・機器は、耐用年数に応じて、減価償却して、補償されることになるが、本スキームにおいては、いわば「新品」が給付される。また、現物支給か、相当の対価の支給かは、当事者間の合意をもとに判断される。これらに鑑みても、損失補償とは法的性格を異にするものと解すべきであり、このことを前提にする本開設指針案は妥当である。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	賛同する御意見として承ります。
33	<p>周波数移行は、既存無線局の周波数移行の円滑化に資するのみならず、認定開設者にとっても合理性が求められるものであることが必要。この見地から、</p>	賛同する御意見として承ります。



<p>本開設指針案が費用負担を「周波数移行に直接必要となる範囲」に限定していることは妥当。また、周波数移行に起因して生じる費用の全てが当然に認定開設者によって負担されるべきものではなく、費用負担の範囲は、既存免許人等にとって周波数を移行するインセンティブとなるのみならず、認定開設者にとっても費用負担により周波数移行が迅速・円滑に進むものである必要がある。したがって、周波数移行に関連する費用であっても負担の対象外となるものがある一方、認定開設者にとって迅速な周波数移行ひいては早期の携帯電話サービスの開始に資するものは負担の対象とすることが適当であると考えられ、その点を示す本開設指針案は妥当。 【個人】</p>	
---	--

### ③ 終了促進措置に関する協議・通知等について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>認定開設者は、終了促進措置に関して、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図る為の体制の整備その他必要な措置を講ずるように努めなければならない旨の努力義務が課されているが、努力義務ではなく、義務とすべき。 【一般社団法人日本産業・医療ガス協会、MCA機器販売店】</p>	<p>本開設指針案においては、既存無線局の免許人等、認証取扱業者、製造業者、これらの業者が構成する団体等との協議の手順を規定しております。迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図る為の体制の整備等の努力義務については、上記の規定に加え、申請者から更に有効な方策について提案がなされることを期待し、競願時の審査基準として位置付けたものです。このような提案が開設計画に記載され、審査の結果、認定された場合には、認定開設者は計画にしたがって実施することとなります。</p>
35	<p>終了促進措置に関する事項について、認定開設者から免許人に直接通知しないようにすべき。 【MCA機器販売店】</p>	<p>今回の制度は、認定開設者と既存無線局の免許人等との合意に基づき周波数移行を促進するものであり、認定開設者との間で当該合意をすることができるのは既存無線局の免許人等であるため、認定開設者が、協議を申し入れる対象は、当然に当該免許人等となります。</p>
36	<p>既存無線局の免許人等、無線設備の販売店等の関係者に対して、終了促進措置について、早期に説明をすべき。 【MCA機器販売店】</p>	<p>既存無線局の免許人等、無線設備の販売店等の関係者に対する終了促進措置に関する周知、説明は、今後、順次実施していく予定です。また、本開設指針案において、認定開設者が既存無線局の免許人等に対して通知する終了促進措置の実施手順については、認定開設者がその内容をイ</p>

		ンターネット等により公表することとしております。
37	<p>終了促進措置に関する実施方法やスケジュール等を早めに明確化すべき。</p> <p style="text-align: center;"><b>【MCA機器販売店】</b></p>	<p>本開設指針案において、認定開設者は、認定日から6か月以内に、終了促進措置の実施概要の周知及び当該措置の実施手順の通知を行うこととしております。また、認定開設者が行う実施手順の通知については、その内容をインターネット等により公表することとしております。</p>
38	<p>移行の協議が進まず、合意されないまま使用期限を迎えてしまうといったことがないように、適切に終了促進措置が実施されるよう認定開設者に対して適切な監督を行うべき。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人日本自動認識システム協会、MCA機器販売店、横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）、個人】</b></p>	<p>本開設指針案において、認定開設者は、既存無線局の免許人等から協議の申し入れがあった場合、これに遅滞なく応じなければならないと定められています。また、本開設指針案においては、四半期ごとに、終了促進措置の実施状況について、認定開設者からの報告を受け、進捗状況を確認することとしています。</p>
39	<p>新たな開設者が決定した後の事業者間協議についても、プロセスが透明性を確保しつつ遂行される必要がある。また、実際の費用支払いが適正かつ社会経済的に効果的に行われているかどうか（すなわち該当する周波数の新たな利用が順調に開始されているかどうか）について、移行期間全体を通じて調査し、もし支障がある場合には、情報を公開した上で行政的な措置がとられるべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）】</b></p>	<p>終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、本開設指針案において、認定開設者は、①認定開設者による窓口の設置、②既存無線局の免許人等に対する通知内容の公表、③費用負担の公正性の確保、④既存無線局の免許人等との合意文書の保管、⑤終了促進措置の実施状況に関する総務大臣への報告等を行うこととし、総務大臣は終了促進措置が適切に実施されていることを確認し、その結果をインターネット等により公表することを明示しました。</p>
40	<p>認定開設者と既存無線局の免許人等との合意を円滑に進めるために、調定・仲裁等を行う公平な立場の第三者機関等を設ける等の解決策を明示すべき。</p> <p style="text-align: center;"><b>【KDDI 株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、一般社団法人日本自動認識システム協会、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会、MCA機器販売店、経済産業省】</b></p>	<p>認定開設者は、早期の周波数移行の実現のために、迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備等を講ずることが求められています。また、総務省では、四半期ごとに、終了促進措置の実施状況について、認定開設者からの報告を受け、進捗状況を確認し、その結果を公表することとしています。これらの措置を通じて、合意形成を進めて参りたいと考えます。</p>
41	<p>本開設指針案は、裁定手続きを設けていないが、900MHz 帯の再編に関しては個々の無線局利用者との交渉に先立ってMCAについて基地局免許人、RFIDについては、業界団体及び製造業者と事前に個々の利用者への協議申し入れの内容について調整を図ることを義務付けており、この制度設計は妥当である。MCA や RFID 事業者は移行させられる者ではあるものの、同時に、移行先周波</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>

	<p>数での事業を早期に始めたいと考えているグループでもあるため、移行交渉の仲介役として適当である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
--	---	--

#### ④ その他

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
42	<p>既存の販売店が、その利用者の端末の修理・メンテナンス対応を継続して行えるように従来の商流の維持に配慮すべき。</p> <p style="text-align: right;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>終了促進措置の具体的な実施方法については、個別の事情に応じた周波数移行を可能とするため、既存無線局の免許人等と認定開設者との協議によって決定されるべきものと考えます。</p>
43	<p>現行のMCAの通信エリア（特にアナログの通信エリア）を、移行先周波数帯においても確保すべき。</p> <p style="text-align: right;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>周波数移行後におけるMCAの通信エリアは、国ではなく、MCA制御局の免許人が定めるものです。</p>
44	<p>周波数移行が完了した無線局の既存設備が転売され、旧周波数に別の無線局が開設されることがないように、既存の無線設備の廃棄を管理する等の配慮をすべき。</p> <p style="text-align: right;">【MCA機器販売店】</p>	<p>認定開設者は、既存無線局の早期の周波数移行による携帯電話基地局の早期開設のため適切に対処することが期待されますが、総務省としても、迅速な周波数再編の実現のため、御懸念の事態が生じることのないよう、必要に応じて認定開設者に情報提供をする等、適切に対処して参りたいと考えます。</p>
45	<p>既存無線局の免許人等が、多数の無線機を広域に開設している場合には、周波数移行に時間がかかることが想定されるため、当該期間中の電波利用料やMCA利用料金が重複しないような配慮すべき。</p> <p style="text-align: right;">【MCA機器販売店】</p>	<p>同一の規格で周波数を変更する場合、指定事項の変更の手続によれば、無線局の同一性は保持されるため、電波利用料の納付は従来と同一です。一方、無線局の規格を変更する場合には、無線局を新設するための手続が必要となり、当該無線局の免許日から当該無線局に対する電波利用料が課されることとなりますが、これは規格変更に伴う措置として御了解下さい。なお、MCA利用料は、MCA制御局の免許人がサービス提供に当たり徴収しているものであり、その取扱いについて国が関知するものではありません。</p>
46	<p>免許人等（全ての無線局）の業務にトラブルが発生しないよう、混信・妨害防止対策の実施および費用負担、現RFIDの隣接周波数帯からの混信・妨害防止対策、を確実に行うべき。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動認識システム協会】</p>	<p>平成30年3月31日までは、既存無線局に混信妨害が発生しないよう免許等に当たりましては適切に対応してまいります。</p>

## Ⅱ. その他の意見

### (1) 開設指針案以外の制度整備案に関する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
47	<p>終了促進措置を行おうとする者に対する周波数移行対象無線局に係る情報提供に関する制度整備においては、開設計画の申請を行おうとする者に対しても、終了促進措置に係る計画の策定に必要な情報が、迅速且つ適切に提供されるべき。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本制度整備案のうち、電波法施行規則の一部改正案においては、開設計画の申請を行おうとする者に対して、当該計画作成に資する情報を提供可能となるようにしております。</p>
48	<p>新周波数において、現行のMCAサービスと同等の通信エリアが確保できるまでの間、旧周波数における新規免許を認めるべき。</p> <p style="text-align: right;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>新規免許の期限については、①迅速に周波数移行を進めるために、終了促進措置の対象となる無線局を一定の範囲に確定する必要があること、②新周波数におけるMCA制御局の開設に必要な合理的期間を勘案する必要があること、③旧周波数において無線局を開設しても使用期限までの短期間しか使用できず利便性に乏しいことを勘案し、905-915MHzを使用するMCAに係る新規免許は、原則として2012年末までとしております。</p>
49	<p>900MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準案については、情報通信審議会における隣接システムとの干渉検討等、技術的な検討を反映した内容となっており、適切である。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
50	<p>250mWパッシブRFIDが特定小電力無線局となることにより、利便性が向上し、さらに普及が進むと考えられるため、特定小電力無線局化に賛成する。申請手続きや運用コストといった従前のデメリットが特定小電力無線局化により解消されることから、利便性が格段に向上し今後の普及に弾みがつくものと考ええる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動認識システム協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、株式会社ウェルキャット】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
51	<p>920MHz対応のRFID無線設備の技術適合証明、工事設計認証を早期に取得できるよう事前相談等を受け付けるべき。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動認識システム協会】</p>	<p>本制度整備を受けて、登録証明機関等において技術基準適合証明等に向けた準備をされることとなると思いますので、登録証明機関等に御相談ください。</p>

52	<p>周波数移行作業に早期着手できるよう、920MHz 帯機器実験試験局の免許取得手続きの簡略化、取得期間の短縮等の対応をすべき。</p> <p>【一般社団法人日本自動認識システム協会、株式会社ウェルキャット】</p>	<p>他の無線局の共用が可能となる 926-930MHz の周波数を使用する実験試験局については、公布施行日以降、地方総合通信局で処理できる手続きの整備を進めているところです。他の周波数については、現在運用している携帯電話との干渉検討が必要であり、審査期間を要すること御了承願います。</p>
53	<p>950MHz 帯の電子タグシステムは平成 22 年 5 月に中出力型が新たに導入され、製造事業者は、これに対応したシステムを開発、製造しビジネス展開に着手したところであるが、今般の制度改正を受けて、新たな周波数帯域に対応する製品の開発や製造に要する時間や費用が生じることから、既に同周波数帯域に対応している海外製品が存在することも踏まえ、国際競争力を確保する観点から、必要な措置を講じるべき。</p> <p>【経済産業省】</p>	<p>中出力型については、市場展開を検討又は導入に着手した企業を考慮して、従来の登録局扱いから免許不要局として周波数の移行手続きが簡易となるよう措置を講じております。</p>
54	<p>700MHz 帯高度道路交通システム(I T S)の技術基準の整備(案)について賛同する。</p> <p>【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
55	<p>700/900MHz 帯における周波数割当については、基本的に、国際的な周波数ハーモナイズを重視して進めるべきという考え方を大前提とした上で、700MHz 帯高度道路交通システムの導入に向けた制度整備案に賛同する。</p> <p>【三洋電機株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
56	<p>無線設備規則改正案第 4 9 条の 2 2 の 2 第 1 項第 2 号について、高度道路交通システムは、未だ一般に普及していない新しい技術であり、今後どのような形態のものが現れるか分からないため、同号ただし書中「電源設備及び空中線系」を「電源設備、空中線系その他総務大臣が別に告示するもの」として、新形態の設備に機敏に対応できるようにするべき。</p> <p>【個人】</p>	<p>一の筐体に収めることを要しない無線設備としては、現在のところ、電源設備及び空中線系以外にないものと認識しています。</p> <p>将来的に本省令案で想定していない形態で運用しなければならない相当の理由(技術的な条件等)が生じた場合には、無線設備として問題ないか等を確認の上、省令改正等の対応をとることとしたいと考えております。</p>

## (2) 周波数オークションに関する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
57	<p>本開設指針案は、既存の周波数利用者及び新規の周波数利用者の双方に対して、インセンティブ上の歪をもたらし、国民経済的にみて望ましい方法とは考えられません。したがって、以下のいずれかの代替案をとるべきと考えます。</p> <p>① 新規利用者に対して、有効期間 10～15 年の周波数オークションを実施し、その入札金額から既存の周波数利用者の移転費用を捻出する</p> <p>② 周波数移行の信託基金を設け、その中から既存の周波数利用者の移行費用を捻出し、10～15 年間の周波数の使用权についてはオークションの方法で付与する。</p> <p>③ 周波数の移転に伴う金銭のやり取りに関して、情報公開と監査を義務付ける</p> <p style="text-align: right;">【吉川 尚宏氏 (A. T. カーニー株式会社)】</p>	<p>代替案については、総務副大臣の主催する「周波数オークションに関する懇談会」において、「周波数オークション制度」に関する検討が行われており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>③については、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、本開設指針案において、認定開設者は、i) 認定開設者による窓口の設置、ii) 既存無線局の免許人等に対する通知内容の公表、iii) 費用負担の公正性の確保、iv) 既存無線局の免許人等との合意文書の保管、v) 終了促進措置の実施状況に関する総務大臣への報告等を行うこととし、総務大臣により終了促進措置が適切に実施されていることを確認し、その結果をインターネット等により公表することを明示しました。</p>
58	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人、同旨多数】</p>	<p>700/900MHz 帯の 3.9 世代携帯電話への割当てについては、①国会で電波法を改正し、附帯決議もいただいた上で、法に則って手続を進めてきていること、また、②急増するトラヒックに対応するための周波数割当は急務であり、関連の業界も準備を進めていることもあるので、総務省としては、既定の方針どおり、本年 5 月に成立した改正電波法に基づき、手続を進めることが適当であると考えております。</p> <p>なお、「周波数オークション制度」については、総務副大臣の主催する「周波数オークションに関する懇談会」において検討が行われており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>総務省の周波数オークション懇談会報告書案にあるとおり、オークションを導入する場合には 2015 年ごろに実用化が見込まれる第 4 世代をターゲットとし検討を進めることが妥当。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>「周波数オークション制度」については、総務副大臣の主催する「周波数オークションに関する懇談会」において検討が行われており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>